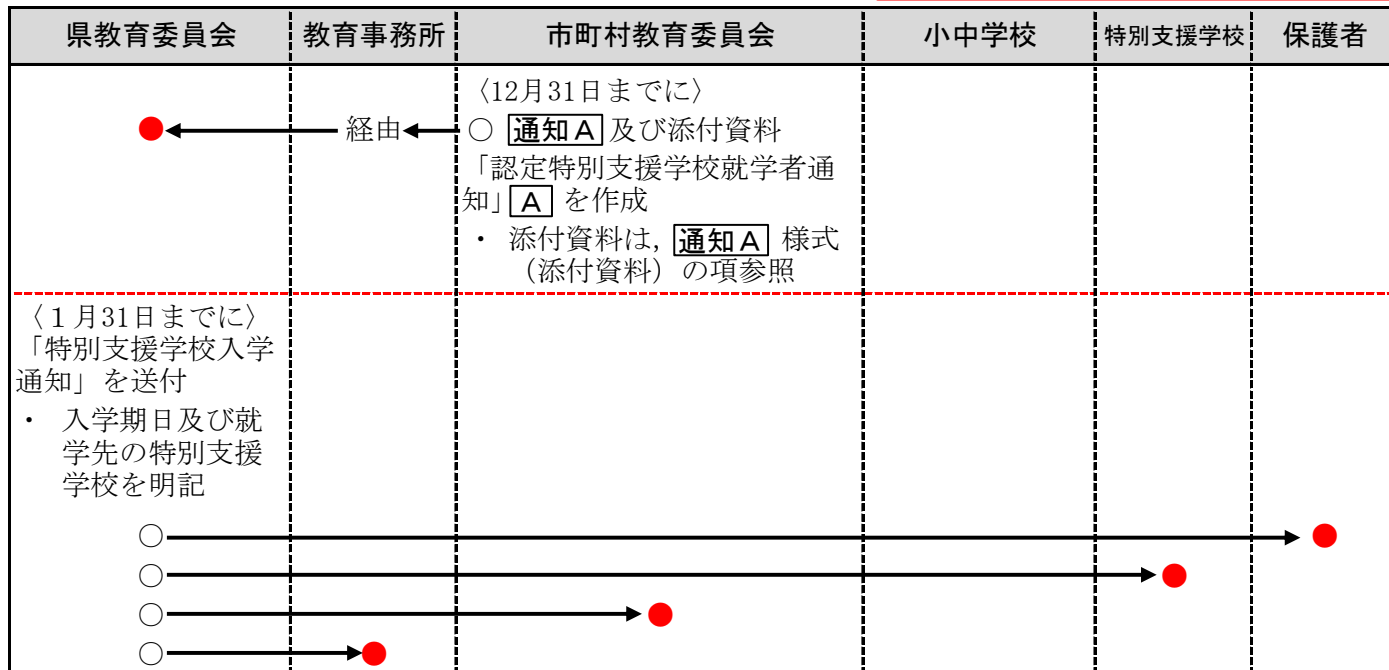


3 就学事務の手続

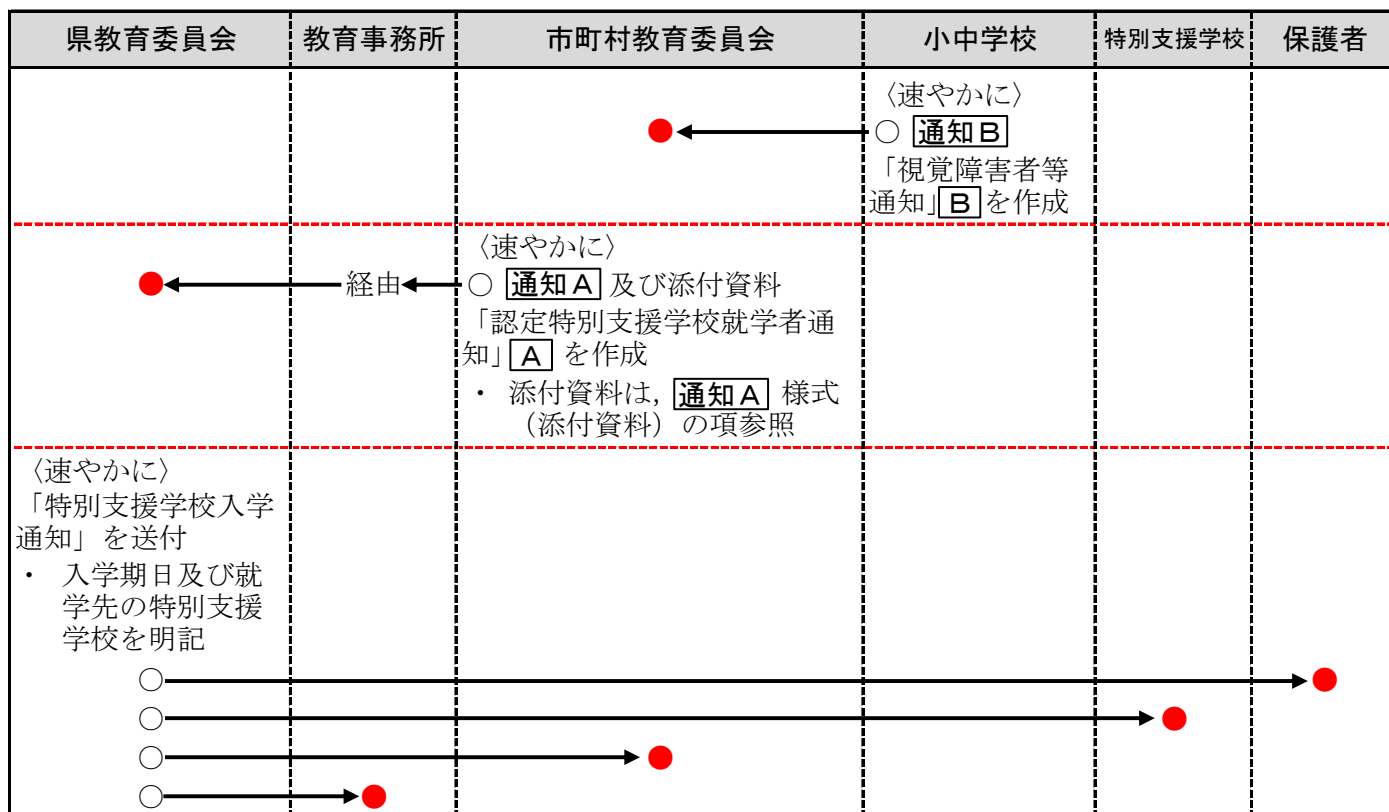
【凡例】 ○…その通知等の発信元
●…その通知等の受信先

(1) 県内の特別支援学校に入学（来入児）する場合

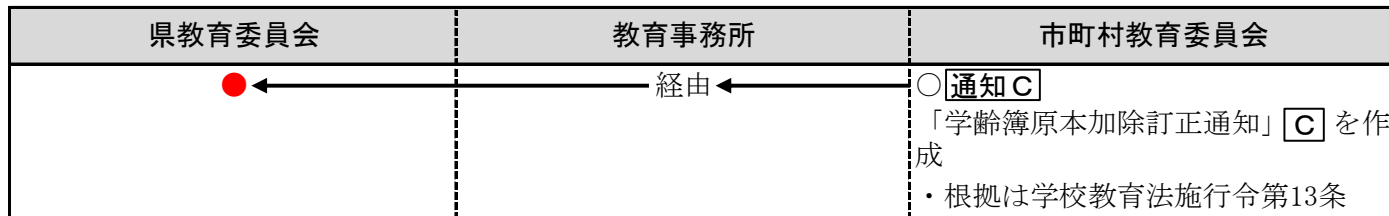


※ 「特別支援学校の入学期日等の通知」の根拠 学校教育法施行令第14条1・2項，第15条1・2項

(2) 小中学校在籍の児童生徒が県内の特別支援学校に転学する場合



(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒について，学齢簿の原本に加除訂正した場合



第 号
平成 年 月 日

長野県教育委員会 様

市町村教育委員会 印

認定特別支援学校就学者通知

特別支援学校へ就学する者は、下記のとおりです。

記

- 1 視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者の別 ()
- 2 氏名 (男・女)
- 3 生年月日
- 4 在園在学名及び学年
- 5 保護者住所 〒
- 6 保護者氏名
- 7 就学・転学予定学校名
- 8 施設入所 (予定)・在宅の別 ()
(施設名)

(添付資料)

- 1 学齢簿の謄本
- 2 専門的知識を有する者の意見書の写し
- 3 措置決定通知書の写し又は契約入所通知書の写し
- 4 医師の診断書の写し

注1 上記の「8 施設入所 (予定)・在宅の別」は、現在の状況を「施設入所」、「施設入所 (予定)」、「在宅」と記入します。「施設入所 (予定も含む)」の場合は、児童養護施設名、病院名等を、(施設名)に記入します。なお、寄宿舎は施設名には含まれません。

【例1】 8 施設入所 (予定)・在宅の別 (在 宅)
(施設名 空欄のまま)

【例2】 8 施設入所 (予定)・在宅の別 (施設入所 (予定))
(施設名 〇〇学園 〇〇病院 〇〇医療センター等)

注2 添付資料について、番号に○印をお願いします。

注3 添付資料の3については、児童養護施設等に措置決定等がなされた者、4は肢体不自由者、病弱者の場合に必要です。

注4 写しの場合は原本証明を必ずお願いします。

注5 「専門的知識を有する者の意見書の写し」は市町村教育委員会の判断報告書等でも構いません。

通知B

小中学校から市町村教育委員会への通知の様式例

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第12条

平成 年 月 日

市町村教育委員会 様

学校長 印

視覚障害者等通知

視覚障害者等は、下記のとおりです。

記

- 1 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者及び病弱者の別（ ）
- 2 氏名（男・女）及び学年
- 3 生年月日
- 4 保護者住所 〒
- 5 保護者氏名
- 6 就学・転学予定学校名
- 7 施設入所（予定）・在宅の別（ ）
（施設名 ）

注1 ・学校は「校内教育支援（就学相談）委員会等の参考資料」「児童養護施設等措置決定通知書の写し」「医師の診断書の写し」等を必要に応じて添付し，市町村教育委員会へ提出します。
 ・市町村教育委員会は，学校長から「視覚障害者等通知」が提出されたら，小中学校に引き続き就学させるか，特別支援学校に就学させるかの判断をし，その就学先の手続きを行うこととなります。

注2 上記の「7 施設入所（予定）・在宅の別」は，現在の状況を「施設入所」，「施設入所（予定）」「在宅」と記入します。「施設入所（予定も含む）」の場合は，児童養護施設名，病院名等を，（施設名 ）に記入します。前項 **通知A** の「8」の記入の仕方と同じです。

通知C

市町村教育委員会から県教育委員会へ提出する学齢簿原本加除訂正通知

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第13条

平成 年 月 日

長野県教育委員会 様

市町村教育委員会 印

学齢簿原本加除訂正通知

下記のとおり，学齢簿の原本を加除訂正しました。

記

- 1 視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者及び病弱者の別
- 2 氏名（男・女）
- 3 生年月日
- 4 加除訂正した年月日
- 5 加除訂正した内容

(4) 県外の特別支援学校及び信州大学教育学部附属特別支援学校（以下、信大附属特別支援）の小中学部へ入学する場合
（区域外就学）

※学校教育法施行令の一部改正によって、保護者や市町村教育委員会が、就学を承諾する権限を有するもの（県外教育委員会等）
 へ手続が、直接できるようになりました。ただし、区域外就学については、個々のケースで必要とされる手続や書類等が異なりますので、事前に長野県教育委員会特別支援教育課に確認してください。

A) 県内の小中学校から県外の特別支援学校及び信大附属特別支援へ（法令どおり市町村が依頼する場合）

No.	書類	宛先	保護者	小中学校	市町村教育委員会	教育事務所	県教育委員会	県外教育委員会	受入れ機関
1	診断書または、入学承諾書等	保護者 県外教育委員会	● 添付	○	経由	経由	●	●	○
2	区域外就学届出書	市町村教育委員会	○	○	●	●	●	●	
3	区域外就学願出書	県外教育委員会	○	○	経由	経由	●	●	
4	学籍簿の謄本	県外教育委員会			○	○	●	●	
5	区域外就学承諾願	県外教育委員会			○	○	●	●	
6	区域外就学承諾書	保護者	●	○	経由	経由	○	○	
7	区域外就学承諾書の送付について	保護者	●	○	○	○	○	○	
8	区域外就学について	県教育委員会			○	経由	●	●	
9	区域外就学承諾書（写し）	県教育委員会			○	経由	●	●	

※ 区域外就学等に関する通知の根拠 学校教育法施行令第13の2、第17条

※ (○)は該当の関係機関が、そのような通知等を承知しています。

- ① 保護者は、就学予定の特別支援学校から就学の許可をもらい、医療機関等に診断書等を発行してもらうか、特別支援学校の入学承諾書等をもらいます。(No.1)
- ② 保護者は、市町村教育委員会に「区域外就学届出書（医療機関の診断書や就学予定の特別支援学校の入学承諾書等添付）」と「区域外就学願出書」を提出します。(No.2,3)
- ③ 市町村教育委員会は、保護者から提出された関係書類（「区域外就学願出書」や医療機関の診断書や就学予定の特別支援学校の入学承諾書等）に学籍簿の謄本を添えて、市町村教育委員会が作成した「区域外就学承諾願」を区域外就学する都道府県教育委員会等に提出します。(No.4,5)
- ④ 市町村教育委員会は、区域外就学を受け入れる都道府県教育委員会等から「区域外就学承諾書」が届いたら、「区域外就学承諾書の送付について（通知文）」を添えて保護者に送付します。(No.6,7)
 同時に「区域外就学について」を作成し、「区域外就学承諾書」の写しを添えて、教育事務所を経由して県教育委員会に提出します。(No.8,9)

B) 県内の小中学校から県外の特別支援学校及び信大附属特別支援へ（転入先からの要請で県が依頼する場合）

No.	書類	宛先	保護者	小中学校	市町村教育委員会	教育事務所	県教育委員会	県外教育委員会	受入れ機関
1	診断書または、入学承諾書等	保護者 県外教育委員会	●	○	経由	経由	経由	●	○
2	区域外就学届出書	通知D 県教育委員会	○	○	経由	経由	●		
3	区域外就学願出書	通知E 県外教育委員会	○	○	経由	経由	経由	●	
4	学齢簿の謄本	県外教育委員会			○	経由	経由	●	
5	区域外就学承諾願	通知F 県外教育委員会				経由	○	●	
6	区域外就学承諾書	保護者	●	○	経由	経由	経由	○	
7	区域外就学承諾書の送付について	保護者 市町村教育委員会 教育事務所	●	○	経由	経由	○		
8	区域外就学承諾書（写し）	市町村教育委員会			●	経由	○		

①～② A) と同様に進めます。

③ 市町村教育委員会は、保護者から提出された関係書類（「区域外就学届出書」や「区域外就学願出書」、医療機関の診断書や就学予定の特別支援学校の入学承諾書等）に学齢簿の謄本を添えて、教育事務所を経由して長野県教育委員会に提出します。（No.2, 3, 4）

④ 長野県教育委員会は、「区域外就学承諾願」を作成し、市町村教育委員会から提出された関係書類を添付して区域外就学する都道府県教育委員会等に提出します。（No.5）

⑤ 長野県教育委員会は、区域外就学を受け入れる都道府県教育委員会から「区域外就学承諾書」が届いたら、「区域外就学承諾書の送付について（通知文）」を添えて教育事務所、市町村教育委員会を経由して保護者に送付します。（No.6, 7）
また、「区域外就学承諾書」の写しを教育事務所を経由して市町村教育委員会に送付します。（No.8）

C) 県内の特別支援学校から県外の特別支援学校及び信大附属特別支援へ

No.	書類	宛先	保護者	市町村教育委員会	教育事務所	特別支援学校	県教育委員会	県外教育委員会	受入れ機関
1	診断書または、入学承諾書等	保護者 県外教育委員会	● 添付	経由	経由	経由	経由	●	○
2	区域外就学届出書 通知D	県教育委員会	○	経由	経由	経由	●		
3	区域外就学願出書 通知E	県外教育委員会	○	経由	経由	経由	経由	●	
4	学齢簿の謄本	県外教育委員会	○	○	経由	経由	経由	●	
5	区域外就学承諾願 通知F	県外教育委員会					○	●	
6	区域外就学承諾書	保護者	●	経由	経由	経由	経由	○	
7	区域外就学承諾書の送付について	保護者 市町村教育委員会 教育事務所	●	経由	経由	経由	○		
8	区域外就学承諾書 (写し)	市町村教育委員会		●	●	○	○		
9	区域外就学承諾書の送付について	特別支援学校		●	添付	○	○		
10	区域外就学承諾書 (写し)	特別支援学校				●	○		

①～⑤ B)と同様に進めます。

⑥ 長野県教育委員会は、区域外就学を受け入れる都道府県教育委員会から「区域外就学承諾書」が届いたら、「区域外就学承諾書の送付について」に「区域外就学承諾書」の写しを添えて、在籍のある特別支援学校へ送付します。(No.9,10)

通知D

保護者から市町村教育委員会または、長野県教育委員会への通知

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第17条

平成 年 月 日

市町村教育委員会 様
(長野県教育委員会 様)保護者住所 〒
保護者氏名

区域外就学届出書

下記のとおり、(児童生徒名) を区域外就学させます。

記

- 1 氏名 (男・女)
- 2 生年月日
- 3 就学を希望する学校名
- 4 就学を希望する学校の住所 〒
- 5 就学年月日
- 6 区域外就学の理由

通知E

保護者から区域外就学をする都道府県教育委員会への「区域外就学願出書」の参考例

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第17条

平成 年 月 日

都道府県教育委員会 様
(信州大学教育学部附属特別支援学校長 様)保護者住所 〒
保護者氏名

区域外就学願出書

下記のように貴管下の学校に就学したいので、承諾くださるよう関係書類を添えて願い出ます。

記

児童 生徒	ふりがな 氏名	男・女
	生年月日	平成 年 月 日生
	現住所	〒
現在在籍している 学校名・学年		
就学を希望する 学校名・学部・学年		
区域外就学の理由		

(添付書類) 病院の診断書等

- ① 「区域外就学願出書」**通知E**は、保護者が作成し、市町村教育委員会（学齢簿の謄本等添付）または、教育事務所経由で長野県教育委員会が受理し、区域外就学先の都道府県教育委員会等に送付します。「区域外就学願出書」等の書類は、区域外就学を受け入れる都道府県の様式で作成するのが一般的です。したがって、保護者が区域外（県外）の学校に教育相談に出向いたとき等に用紙をもらおうと手続きがスムーズに進みます。
- ② 逆に、他県から本県の学校に区域外就学をする場合には、保護者の「区域外就学願出書」が、他県の教育委員会または、学齢簿のある市町村教育委員会を経由して、本県の教育委員会に提出されます。
- ③ 学校教育法施行令の一部改正により、県外の特別支援学校に区域外就学した場合は原則として、当該県の教育委員会から直接、学齢簿のある市町村教育委員会に「区域外就学承諾書」が送付されるようになりました。したがって、市町村教育委員会は、「区域外就学承諾書」を受け取ったら、その旨を教育事務所を経由して長野県教育委員会に通知することが必要となります。

通知 F 市町村教育委員会または長野県教育委員会から区域外就学先の都道府県教育委員会への「区域外就学承諾願」の参考例
 ※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第13条, 17条

	第 号 平成 年 月 日						
都道府県教育委員会 様							
	市町村教育委員会教育長 印 (長野県教育委員会教育長 印)						
区域外就学承諾願							
このことについて、別添のとおり区域外就学願出書が提出されていますので、承諾願います。							
記							
児童生徒	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td style="text-align: right;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日 生</td> </tr> <tr> <td>現 住 所</td> <td style="text-align: center;">〒</td> </tr> </table>	氏 名	(男・女)	生 年 月 日	平成 年 月 日 生	現 住 所	〒
氏 名	(男・女)						
生 年 月 日	平成 年 月 日 生						
現 住 所	〒						
保護者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>児童生徒の欄に同じ</td> </tr> </table>	氏 名		住 所	児童生徒の欄に同じ		
氏 名							
住 所	児童生徒の欄に同じ						
現在在籍校名・学部・学年	□□市立□□小学校 第△学年						
理 由	○○病院に入院のため、□□市立□□小学校第△学年より、◇◇県立◇◇特別支援学校小学部第△学年に転入学。						
添付書類	区域外就学願出書, 学齢簿の謄本, 診断書						
<table border="1" style="width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>□□市教育委員会 学校教育課 課長：○○ ○○ 担当：□□ □□ 電 話 F A X E-mail</td> </tr> </table>		□□市教育委員会 学校教育課 課長：○○ ○○ 担当：□□ □□ 電 話 F A X E-mail					
□□市教育委員会 学校教育課 課長：○○ ○○ 担当：□□ □□ 電 話 F A X E-mail							

通知G

市町村教育委員会から県教育委員会へ提出する区域外就学の通知

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第13条

第 号
平成 年 月 日

長野県教育委員会 様

市町村教育委員会 印

区域外就学について（通知）

このことについて、別添写しのとおり（区域外就学先都道府県教育委員会）より区域外就学の承諾書が送付されました。

については、下記のとおり区域外就学を行いますので、御了知ください。

記

児童生徒	氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日 生
	現 住 所	〒
保 護 者	氏 名	
	住 所	児童生徒の欄に同じ
区域外就学先 学校名・学部・学年	◇◇県立◇◇特別支援学校 小学部 第△学年	
備 考	〇〇病院に入院のため、□□市立□□小学校第△学年より、◇◇県立◇◇特別支援学校小学部第△学年に転入学。	

□□市教育委員会 学校教育課
 課長：〇〇 〇〇 担当：□□ □□
 電 話
 F A X
 E-mail

(5) 須坂市立須坂支援学校に就学（転学）する場合

No.	書類	宛先	保護者	市町村教育委員会	須坂市教育委員会	教育事務所	県教育委員会
1	須坂支援学校就学届出書 通知H	須坂市教育委員会	○ →	經由 →	●		
2	判断報告書, 診断書等 同 (写し)	須坂市教育委員会		○ →	●	○ → 經由 →	●
3	学齢簿の謄本 同 (写し)	須坂市教育委員会		○ →	●	○ → 經由 →	●
4	須坂支援学校就学承諾書 通知I 同 (写し)	保護者 県教育委員会	● ←	經由 ←	○	○ → 經由 →	●
5	須坂支援学校入学予定者名簿	県教育委員会			○ →	經由 →	●
6	入学期日等の通知	保護者	● ←		○		

- ① 保護者は、学齢簿のある市町村教育委員会に「須坂支援学校就学届出書」を提出します。(No. 1)
- ② 学齢簿のある市町村教育委員会は、保護者から「須坂支援学校就学届出書」が提出されたら、就学の根拠となる判断報告書や病院の診断書等、就学判断の根拠となる書類と学齢簿の謄本を添えて、「須坂支援学校就学届出書」を須坂市教育委員会に提出します。(No. 2, 3)
- ③ 須坂市教育委員会は、学齢簿のある市町村教育委員会を經由して、保護者に「須坂支援学校就学承諾書」を送付します。(No. 4)
- ④ 須坂市教育委員会は、「須坂支援学校就学承諾書」の写しと判断の根拠となる書類の写し、学齢簿の謄本の写しを、北信教育事務所を經由して長野県教育委員会へ提出します。(No. 2, 3, 4)
この際、「須坂支援学校入学予定者名簿」を添付します。(No., 5)
- ⑤ 須坂市教育委員会は、入学期日等の通知を保護者に送付します。(No. 6)

通知H 保護者から須坂市教育委員会への届出書（参考）

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第17条

(様式第1-2号)

須坂支援学校就学届出書

平成 年 月 日

須坂市教育委員会 様

保護者住所 〒

保護者氏名

印

下記のとおり、学校教育法施行令第17条の規定により、須坂市立須坂支援学校へ就学させていただきますので、届け出ます。

記

ふりがな 氏 名			
生年月日	平成 年 月 日	性別	男・女
就学を希望する学校	〒 須坂市立須坂支援学校 小学部 中学部		
就学年月日	平成 年 月 日		
区域外就学（須坂支援学校就学）の理由			

通知 I

須坂市教育委員会から保護者への就学承諾書(参考)

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第17条

(様式第1-3号)

須坂支援学校就学承諾書

第 号
平成 年 月 日

保護者 様

須坂市教育委員会 印

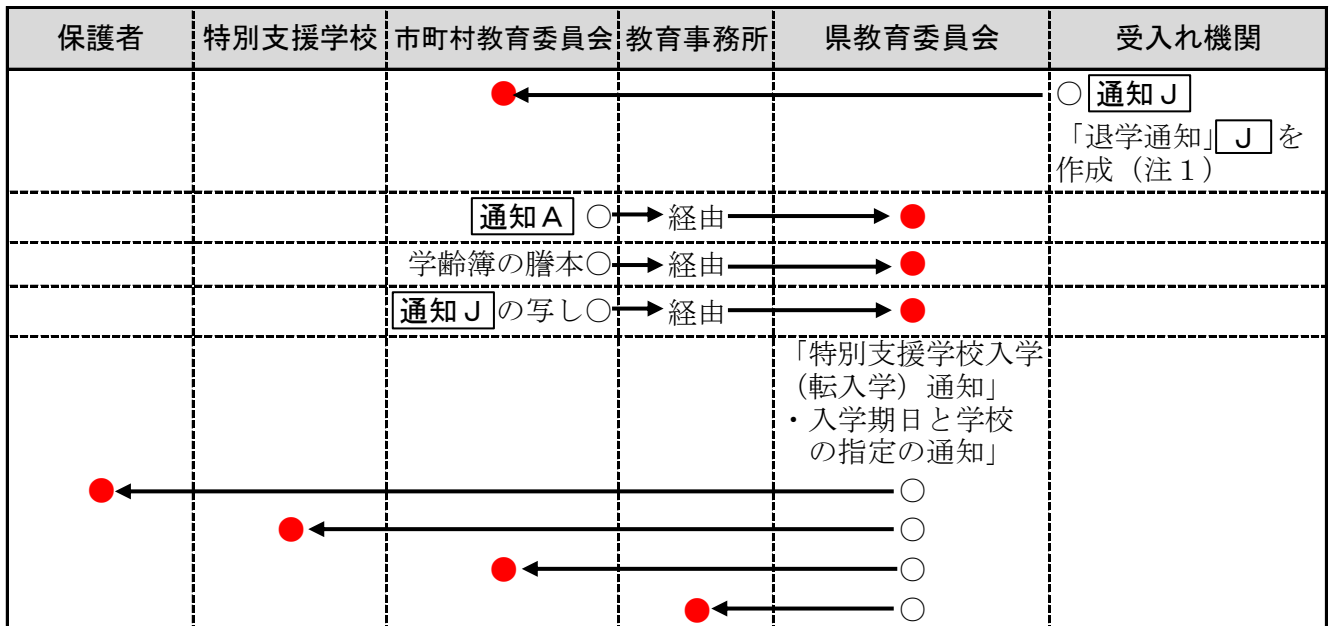
下記のとおり、学校教育法施行令第17条の規定により、須坂市立須坂支援学校への就学を承諾します。

記

氏 名			
生年月日	平成 年 月 日	性 別	男 ・ 女
保護者氏名			
保護者住所	〒		
学部・学年	部 第 年		

(6) 県外の特別支援学校及び信大附属特別支援の小中学部に在籍する児童生徒 (区域外就学者) が退学した場合

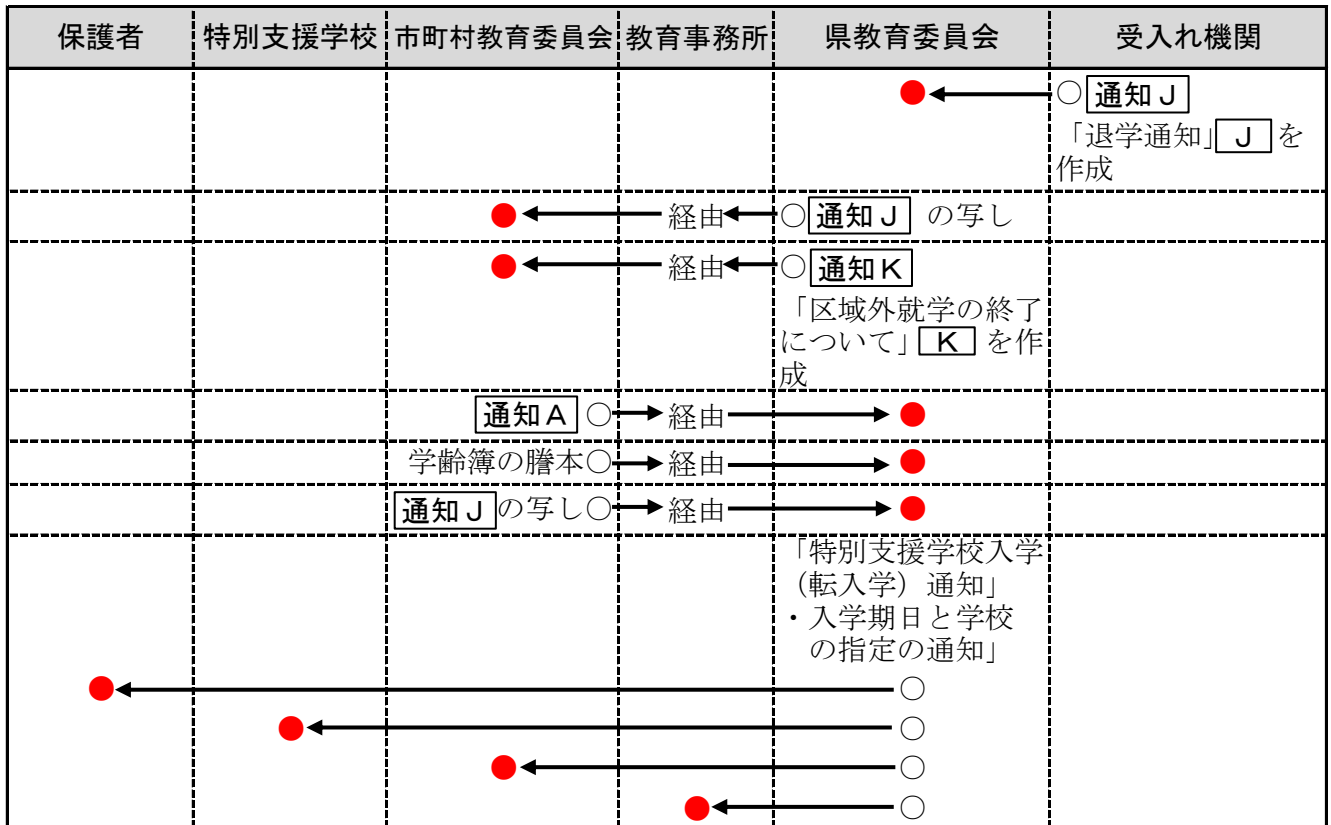
A) 県外の特別支援学校及び信大附属特別支援から県内の特別支援学校へ (法令どおり市町村が受ける場合)



注1 「退学通知」は、通常、当該県（県外）教育委員会を経由して送付されます。

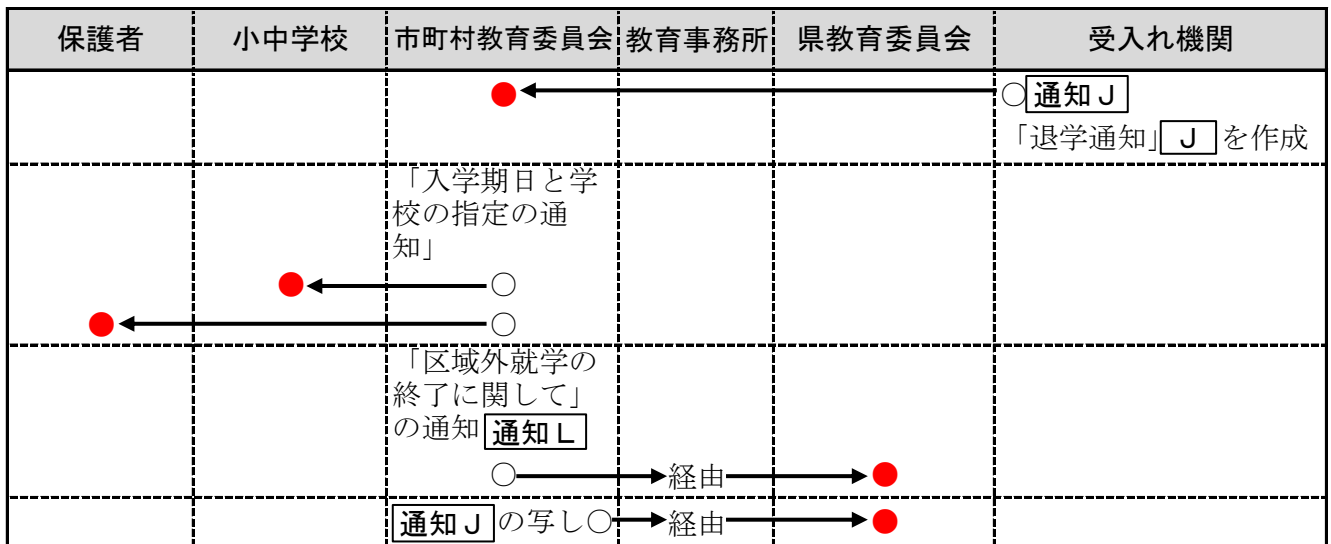
- ① 「退学通知」を受理した市町村教育委員会は、区域外就学を終えた時点での障がいの状態や、学校や地域の状況、本人・保護者の意向をふまえて、改めて特別支援学校に就学することが適当であるかどうか判断する必要があります。
- ② 特別支援学校に就学することが適当であると判断された場合は、新たに「認定特別支援学校就学者通知」を作成し、学齢簿の謄本と「退学通知」の写しを添付して県教育委員会に送付します。
- ③ これ以降の手続は、通常の転入学と同様に行います。{(1), (2), (3)参照}

B) 県外の特別支援学校及び信大附属特別支援から県内の特別支援学校へ
(転入先からの要請で県教育委員会が受ける場合)



- ① 県教育委員会は「退学通知」を受理したら、その写しに「区域外就学の終了について(通知)」を添えて市町村教育委員会に送付します。
- ② その後の手続は、A)と同じです。

C) 県外の特別支援学校及び信大附属特別支援から県内の小中学校へ
(法令どおり市町村が受ける場合)



- ① 市町村教育委員会が、小中学校への就学が適当であると判断した場合は、小中学校と保護者に入学期日と学校の指定の通知を送付します。
- ② 市町村教育委員会は、区域外就学が終了したことを教育事務所を経由して県教育委員会に通知します。

D) 県外の特別支援学校及び信大附属特別支援から小中学校へ
(転入先からの要請で県教育委員会が受ける場合)

保護者	小中学校	市町村教育委員会	教育事務所	県教育委員会	受入れ機関
				● ←	○ 通知J 「退学通知」 J を作成
		● ←	← 経由 ←	○ 通知J の写し	
		● ←	← 経由 ←	○ 通知K	
					「区域外就学の 終了について」 K を作成
		○ ←			「入学期日と学 校の指定の通 知」
● ←		○ ←			

- ① 県教育委員会は「退学通知」を受理したら、その写しに「区域外就学の終了について（通知）」を添えて市町村教育委員会に送付します。
- ② 市町村教育委員会が、小中学校への就学が適当であると判断した場合は、小中学校と保護者に入学期日と学校の指定の通知を送付します。

通知J 区域外就学者の退学通知

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第18条

	第 号 平成 年 月 日
市町村教育委員会 様 (長野県教育委員会 様)	特別支援学校長 印
区域外就学者の退学通知	
下記のもの退学しましたので、通知します。	
記	
1 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別 ()	
2 氏名 (男・女)	
3 生年月日	
4 保護者住所 〒	
5 保護者氏名	
6 退学した学校・部・学年	
7 退学した年月日	

通知K

県教育委員会から市町村教育委員会へ送付する区域外就学の終了について通知

※ 通知の根拠 学校教育法施行令 第18条

平成 年 月 日
第 号

教育事務所経由
市町村教育委員会 様

長野県教育委員会 印

区域外就学の終了について（通知）

このことについて、別添写しのとおり（区域外就学先都道府県教育委員会）より、区域外就学の終了にかかわる通知がありました。

つきましては、下記児童生徒の就学についてよろしくお取り計らい願います。

記

児童生徒	氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日 生
	現 住 所	〒
保 護 者	氏 名	
	住 所	児童生徒の欄に同じ
在籍校名・学部・学年		◇◇県立◇◇特別支援学校 小学部 第△学年
備 考	▽▽病院を退院のため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付、◇◇県立◇◇特別支援学校小学部第△学年を退学。	

長野県教育委員会 特別支援教育課
 課長：〇〇 〇〇 担当：□□ □□
 電 話
 F A X
 E-mail

第 号
平成 年 月 日

教育事務所経由
長野県教育委員会 様

市町村教育委員会 印

区域外就学の終了に関して（通知）

このことについて、別添写しのとおり（区域外就学先都道府県教育委員会）より、区域外就学の終了にかかわる通知がありましたので御了知ください。

記

児童生徒	氏 名	(男・女)
	生 年 月 日	平成 年 月 日 生
	現 住 所	〒
保 護 者	氏 名	
	住 所	児童生徒の欄に同じ
在籍校名・学部・学年		◇◇県立◇◇特別支援学校 小学部 第△学年
備 考	▽▽病院を退院のため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付、◇◇県立◇◇特別支援学校小学部第△学年より、□□市立□□小学校第△学年に転入学。	

□□市教育委員会 学校教育課 課長：〇〇 〇〇 担当：□□ □□ 電 話 F A X E-mail

(7) 児童養護施設入所児が学齢に達し、入所を継続する場合、または児童生徒が児童福祉施設へ入所する場合

○就学手続は、県立の特別支援学校へ入学、または転学する場合と同じです。

- ・ **通知A**（来入児）または**通知B**と**通知A**（在学児童）の両方。
- ・ 児童相談所による措置入所の場合の添付書類は、「措置決定通知書」の写し。
- ・ 契約入所の場合の添付書類は、「契約入所通知書」の写し。

コラム 4

【情緒障害児短期治療施設併設あさひ分校との転入学】

小中学校からあさひ分校へ転出する子どもは、いずれまた地域に戻って転入する子どもです。地域の子どもは地域で育てるという立場から、支援体制等については、転出した時から継続して検討することが大切です。学びの場の変更は、児童相談所の措置や措置解除に伴って行われるため、通常とは異なる就学手続きの流れが生じます。以下にその概略をまとめましたので参考にしてください。

1 転入にかかわって

措置に伴う教育支援委員会（市町村教委）の判断は、必要ありません。

- (1) 転入前の判断が、自閉症・情緒障害学級であってもなくても、新たな判断は、必要ありません。
- (2) 地域の子ども・いずれ戻る子どもとして、教育支援委員会（市町村教委）等での必要な支援についての継続的な検討（判断でなく）をお願いします。

2 転出にかかわって

転出先の教育支援委員会（市町村教委）等での検討・判断をします。

- (1) 検討・判断の時期は、転学後が適切です。総合的な判断として、分校での本人の状態だけでなく、転学後の周囲との関係性も踏まえて判断します。
- (2) 判断に関係なく、転学後の教育対応について、転学前に保護者と十分相談することが必要です。
- (3) 新たに特別支援学校への就学が必要であると考えられる場合は、あさひ分校から各市町村の教育支援委員会（市町村教委）等へ、連絡・相談します。

3 根 拠

措置(児童福祉法)は、学びの場の判断(学校教育法施行令)にかかわらず実施されます。

- (1) 教育における「知的障害」であっても、措置は「情緒障害」となる事例があります。教育における「情緒障害」と、福祉における「情緒障害」の基盤が異なることから、措置にかかわって、判断を連動させる必要はありません。